

臨床高気圧酸素治療技師認定規則

(平成 18 年 11 月 4 日)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、高気圧酸素治療装置の操作及び保守管理を行う技術に関する能力を認定することによって、高気圧酸素治療の技術水準の進歩と安全性の向上を図ることを目的とする。

(認定)

第 2 条 前条の目的を達成するため、有限責任中間法人日本高気圧環境・潜水医学会（以下「本会」という）は、臨床高気圧酸素治療技師（以下「技師」という）を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、本会理事会（以下「理事会」という）の議決によって、技師を認定する業務の一部を、高気圧酸素治療安全協会に委託することができる。

第 2 章 認定・試験委員会

(設置)

第 3 条 本会に、認定・試験委員会を置く。

(構成)

第 4 条 認定・試験委員会は、認定・試験委員をもって構成する。

(認定・試験委員の委嘱など)

第 5 条 本会代表理事（以下「代表理事」という）は、理事会の議決を経て、次の各号の認定・試験委員を委嘱する。

(1) 認定・試験業務を管掌する本会理事 1 名

(2) 評議員である本会員（以下「会員」という）若
干名

(3) その他、理事会が必要と認めたい会員 若干名

2 認定・試験委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

3 認定・試験委員会の委員長は、第 1 項第 1 号に掲げる認定・試験委員をもって充てる。

4 認定・試験委員に欠員を生じたときは、代表理事は、理事会の議決を経て、補欠の認定・試験委員を委嘱することができる。

5 補欠の認定・試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第 6 条 認定・試験委員会は、次の各号の技師認定業務を行う。

(1) 技師の審査に関する業務

(2) その他技師認定のため必要な業務

(招集など)

第 7 条 認定・試験委員会は、委員長が招集する。

2 認定・試験委員会の議長は、委員長とする。

3 認定・試験委員会は、認定・試験委員現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

4 認定・試験委員会の議事は、出席した認定・試験委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため認定・試験委員会に出席できない認定・試験委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

6 前項の場合における第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、その認定・試験委員は出席したものとみなす。

第 3 章 審査の申請

(申請者の資格)

第 8 条 技師の認定の審査を申請する者（以下「技師認定申請者」という）は、申請の期日において、次の各号の資格を満足する者とする。

(1) 引き続き 2 年以上、会員であり、かつ、臨床工学士又は看護師若しくは准看護師であること。

(2)業務として高気圧酸素治療に従事している者であり、かつ、臨床工学技士又は看護師にあっては免許取得後3年以上、准看護師で高等学校卒業者であるもの
にあっては免許取得後4年以上、准看護師で中学校卒業者であるものにあっては5年以上の高気圧酸素治療の臨床経験を有すること。

(3)第5章に定める教育集会の基礎編、臨床編を受講した者であること。

(4)所属する医療機関の常勤者であること。

2 技師の認定の更新を申請する者(以下「技師更新申請者」という)は、申請時において、次の各号の資格を満足する者とする。

(1)技師であること。

(2)業務として高気圧酸素治療に従事していること。

(3)第6章に規定する生涯教育の単位を取得していること。

(4)所属する医療機関の常勤者であること。

(申請の方法)

第9条 技師認定申請者は、別に定める期日までに、次の各号の技師認定申請書類を認定・試験委員会に提出し、かつ、別に定める審査料を納付する。

(1)技師認定申請書(5×5cmの写真を貼付)

(2)臨床工学技士又は看護師若しくは准看護師の免許証(写)

(3)第8条第1項第2号に規定する高気圧酸素治療の臨床経験を有することを証明する所属医療機関の長の証明書

(4)教育集会の受講・単位取得証(写)

(5)所属する医療機関の常勤者であることを証明する所属医療機関の長の証明書

(6)健康診断書

2 技師更新申請書は、別に定める期日までに、次の各号の技師更新申請書類を認定・試験委員会に提出し、かつ、別に定める審査料を納付する。

(1)技師更新申請書

(2)臨床高気圧酸素治療技師認定証(写)

(3)業務として高気圧酸素治療に従事していることを証明する所属医療機関の長の証明書

(4)第6章に規定する生涯教育の受講・単位取得証(写)

(5)所属する医療機関の常勤者であることを証明する所属医療機関の長の証明書

3 認定の更新を申請しなかった者は、認定証の有効期限の終了した日から3年以内に、前項の規定による更新の申請をする事が出来る。

第4章 審査及び認定

(技師認定申請者の審査と認定)

第10条 技師認定の審査は書類審査及び学力試験によって行う。

2 認定・試験委員会は前項の審査の結果を代表理事に報告する。

3 代表理事は、認定・試験委員会の報告に基づき、理事会の議を経て認定技師として認定する。

4 第1項の規定にかかわらず、本会評議員(以下「評議員」という)については、学力試験を免除することができる。

5 審査に関する異議は受理しない。

(技師更新申請者の審査と認定)

第11条 技師更新の審査は書類審査によって行う。

2 認定・試験委員会は前項の審査の結果を代表理事に報告する。

3 代表理事は、認定・試験委員会の報告に基づき、認定技師として認定する。

4 審査に関する異議は受理しない。

(認定証の交付)

第12条 代表理事は、第10条第3項及び第11条第3項によって認定された技師に、臨床高気圧酸素治療技師認定証(以下「技師認定証」という)を交付する。

2 技師認定証の有効期間は、交付の日から6年後の3月31日とする。ただし、第13条の規定によって技師が技師の資格を喪失したときは、技師認定証の有効期間は、技師の資格を喪失した日までとする。

3 前項に規定された有効期間の間に技師認定証を亡失した技師が、技師認定証の再交付を文書によって申請したときは、認定・試験委員会は、代表理事の承認を経て、技師認定証を再交付することができる。ただし、前項の規定にかかわらず、再交付する技師認定証の有効期間は、亡失した技師認定証の有効期間を超えることができない。

4 第9条第3項による更新の申請によって認定された技師認定証の有効期間は、第2項の規定にかかわらず、前の技師認定証の認定終了日から6年後の3月31日とする。

(資格の喪失)

第13条 技師は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員の資格を喪失したとき。
 - (2) 臨床工学技士又は看護師若しくは准看護師の資格を喪失したとき。
 - (3) 技師が、技師の資格の辞退を理事会に申し出たとき。
 - (4) 技師認定証の有効期間が経過したとき。
 - (5) 技師の認定を取り消されたとき。
- (認定の取り消し)

第14条 技師が次の各号の一に該当するときは認定・試験委員会の審査及び理事会の議決によって、技師の資格を取り消すことができる。この場合、その技師に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 技師としてふさわしくない行為のあったとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第5章 教育集会

(カリキュラム)

第15条 教育集会のカリキュラムは、高気圧酸素治療の全般を理解させることを目的として、本会の教育委員会が基礎編、臨床編を編成し、理事会の議決を経て決定する。

(開催日)

第16条 教育集会は、毎年1回、理事会が決定した地区で開催する。ただし、理事会が必要と認めるときは、同一年度に2回以上開催することを妨げない。

(開催者)

第17条 教育集会の開催に関する業務は、教育委員会が行う。

2 教育委員会は、教育集会の課程を履修した者に対して教育集会受講証を交付する。

第18条 評議員であって技師の認定を申請する者については、教育集会の受講を免除する。

第6章 生涯教育

(クレジット制)

第19条 技師は技師認定証の交付を受けた日から認定の更新を申請する日まで第2項第1号および第3号を含む24単位以上の生涯教育の単位を取得しなければならない。

2 生涯教育の単位は以下のように定める

- (1) 日本高気圧環境・潜水医学会学術総会 8単位
- (2) 日本高気圧環境・潜水医学会地方会 4単位
- (3) 日本高気圧環境・潜水医学会教育集会 8単位
- (4) 高気圧酸素治療安全協会教育セミナー 4単位
- (5) 日本高気圧環境・潜水医学会が定める国内の学術集会 2単位
- (6) 日本高気圧環境・潜水医学会が定める海外の学術集会 4単位

第7章 経過措置

第20条 第9条第1項3号及び第2項第3号の証明は、平成21年12月31日までは所属する医療機関の管理医の証明をもって医療機関の長の証明に代えることができる。

第21条 第8条第2項第3号の規定にかかわらず、平成14年3月31日以前に認定を受けた技師は、平成14年10月1日以降の有効期間の残存年数に4を掛けた単位

以上の生涯教育の単位を取得し、更新の申請をしなければならない。

第 22 条 臨床高気圧治療技師として認定された者は臨床高気圧酸素治療技師として認定されたものとみなす。

第 23 条 平成 14 年 3 月 31 日以前に臨床高気圧治療技師講習会を受講した者についての第 8 条第 1 項第 3 号及び第 9 条第 1 項第 4 号の適用については、臨床高気圧治療講習会の受講を教育集会の受講とみなす。

第 24 条 第 8 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日以前に認定を受けた技師は、第 19 条第 2 項に定める生涯教育単位を 24 単位以上取得し、更新の申請をしなければならない。

第 25 条 平成 19 年 3 月 31 日以前に認定を受けた技師認定証の有効期間は、有効期間終了後 1 年以内の 3 月 31 日までとする。

第 8 章 補 則

(規則の変更)

第 26 条 この規則は、安全対策委員会及び理事会の議決によって変更することができる。

(委任)

第 27 条 この規則を施行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は平成 7 年 11 月 16 日から施行する。
- 2 この規則は平成 12 年 11 月 9 日から改正する。
- 3 この規則は平成 14 年 6 月 1 日から改正する。
- 4 この規則は平成 16 年 1 月 24 日から改正する。
- 5 この規則は平成 18 年 11 月 4 日から改正する。

付帯事項

第 19 条生涯教育の単位で日本高気圧環境・潜水医学会学術総会を 8 単位に設定するに当たり、学会会長には学術集会で教育講演を計画することを要請する。